

## ANA マイレージクラブ会員規約

この規約は 2026 年 5 月 19 日搭乗分からの適用です。

### 第 1 章 総則

#### 1 条 目的

全日本空輸株式会社（以下、「弊社」という）は、弊社およびその提携会社の商品・サービスのご利用に際し、お客様からのご愛顧にお応えするために特典を提供する会員制のプログラムとして ANA マイレージクラブ（以下、「AMC」という）を運営します。この ANA マイレージクラブ会員規約（以下、「本規約」という）は、会員と弊社の間での AMC の利用に際しての契約内容を定めたものです。会員は、AMC への入会または会員資格の継続をもって、AMC の利用に本規約が適用されることに同意したものとみなします。AMC の利用に際しては、本規約に加え、弊社が別途定める特典の内容、積算マイル数、マイルの積算条件、必要マイル数等の諸条件が、あわせて適用されるものとします。

#### 2 条 定義

「会員」：AMC に申し込み、弊社が入会を認めたお客様

「マイル」：対象サービスの利用等に応じて会員に付与（以下、「積算」という）され、特典との交換に使用できるポイント

「ボーナスマイル」：通常積算されるマイルに加えて、所定の条件を満たした場合に付与されるマイル

「マイル口座」：積算されるマイルを蓄積しておく口座

「特典」：会員によるマイルの利用申込に応じて、弊社または提携会社（提携航空会社を含む）から提供される商品・サービス

「特典航空券」：特典のうち、弊社または提携航空会社から提供される航空券

「アップグレード特典」：特典のうち、所定の利用条件に基づき、航空座席のクラスをアップグレードするサービス

「提携航空会社」：利用条件に応じてマイルが積算される、または特典航空券もしくはアップグレード特典を提供する航空会社

「提携会社」：弊社との提携関係に基づき提携会社の商品・サービスの利用時にマイルが積算される、または特典として商品・サービスを提供する会社

「会員カード」：AMC 会員であることを示すために会員に発行されるカードの総称。AMC カード、ANA カード、提携カードがある（デジタルカードを含む）

「AMC カード」：会員カードのうち、弊社が単独で発行する会員カード

「ANA カード」：会員カードのうち、カード券面に ANA CARD と印字された、弊社がクレジットカードの発行会社と共同で発行するカード

「提携カード」：会員カードのうち、弊社が提携会社と共同で発行するカード

「特典利用者」：会員による指定により特典の利用が可能になる、会員と二親等（会員の同性のパートナーを含む）以内の者

「ダイヤモンドサービス」「プラチナサービス」「ブロンズサービス」：弊社が定める条件を達成した場合に提供されるプレミアムメンバー向けサービス

「プレミアムメンバー」：「ダイヤモンドサービス」メンバー、「プラチナサービス」メンバー、「ブロンズサービス」メンバーの総称

「スーパーフライヤーズ会員」：本規約および ANA スーパーフライヤーズ会則に準じる会員。弊社が定める条件を達成し、所定の申込を行うことによりスーパーフライヤーズ会員となることができる

「ANA SKY コイン」：ANA ウェブサイト等で航空券や旅行商品（国内ツアー・海外ツアー等）のお支払いにご利用できる電子クーポン

「スター アライアンス」：弊社が加盟する、複数の航空会社から構成される航空連合

「スター アライアンスゴールドメンバー」：スター アライアンスに加盟する航空会社の運航便を高頻度にご利用いただいているお客様で、所定の条件を満たした場合に付与されるステイタス。ANA マイレージクラブでは、「ダイヤモンドサービス」メンバー、「プラチナサービス」メンバー、「スーパーフライヤーズ会員」の条件を達成したお客様が該当する。

「スター アライアンスシルバーメンバー」：スター アライアンスに加盟する航空会社の運航便を高頻度にご利用いただいているお客様で、所定の条件を満たした場合に付与されるステイタス。ANA マイレージクラブでは、「ブロンズサービス」メンバーの条件を達成したお客様が該当する。

### 3条 入会

本規約を承諾のうえ AMC に申し込み、弊社が審査のうえ入会を承諾したお客様を正式に AMC 会員とします。ANA カードまたは提携カードについては、クレジットカードの発行会社または提携カードを発行する提携会社による審査もあわせて実施されます。

### 4条 会員資格の発効

- お客様の会員資格は、弊社が入会申込を承り、審査を経てマイル口座を開設した時点で発効します。その後、会員には、会員番号が発行されます。審査の結果、入会が認められない場合もあります。
- 会員は、一つのマイル口座のみを利用することができます。弊社は、会員が複数のマイル口座を利用していることが判明した場合、それらのマイル口座を一つに統合する権利を有します。また、会員は、単一の商品・サービスの利用について、マイル口座にマイルを二重に登録することはできません。弊社は、前記のマイルの二重登録が判明した場合、会員に通知することなくこれを訂正する権利を有します。

3. 会員は、特典利用の申込等の各種サービス利用時等に、本人確認のために会員番号およびパスワード等を入力しなければなりません。会員は、会員番号およびパスワード等を第三者に知られることのないよう厳重に管理しなければなりません。
4. 会員は、会員番号およびパスワード等を第三者に利用させることや、譲渡、売買、質入、貸借等を行うことはできません。弊社は、会員番号およびパスワード等を利用して行われた一切の行為は会員の行為とみなし、会員番号およびパスワード等の管理不十分等によって生じた損害に関する責任を負いません。
5. 弊社は、会員が入会申込時にパスワードの設定を行わなかった場合、初期パスワードの設定を行います。この場合、会員は、会員番号が設定された後、速やかに初期パスワードの変更を行う、パスワードを定期的に変更する、第三者から推測されやすいものは避ける等、不正利用を防止する観点から適切な措置を講じるよう努めるものとします。
6. 弊社は、情報漏えい防止のための適切な技術的、組織的措置を講じることを怠った場合等の弊社に故意または重大な過失がある場合を除き、第三者によるパスワードの不正な入手等による特典の詐取等について、会員に対して一切の責任を負いません。

## 5条 会員カードの使用

1. 弊社は、会員に会員カードを発行します。
2. 弊社（共同発行者がいる場合は、弊社および共同発行者）は、会員カードの所有権を有し、会員にこれを貸与します。会員は、署名欄のある会員カードが貸与された場合、速やかに自己の署名を行わなければなりません。
3. 会員カード上には会員の氏名、会員番号（提携カードを発行する提携会社またはクレジットカードの発行会社が会員に付与する番号を含む。以下、「カード情報」という）が表示されます。会員カードは会員のみが使用することができます。
4. 会員のマイル口座へのマイルの積算、残高照会ならびに特典の申込および解約等に関する手続きは、会員が行うものとします。弊社は、かかる申込に際し、別途指定する会員に関する所定の情報の申告による本人確認を実施します。弊社は、会員に関する所定の情報が適正に申告された場合には、当該申込が会員による適正な権利行使であるとみなします。弊社は、当該申込に基づく利用が、権限を有しない者による不正な利用であることが事後に発覚した場合には、当該不正利用により会員が被った損害について一切の責任を負いません。ただし、弊社が権限を有しない者により当該申込がなされたことを知り、または容易に知り得た場合や、弊社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。会員が小児または乳幼児の場合には、その保護者が小児または乳幼児に代わって、マイルの積算、残高照会および特典の申込に関する手続きを行うことができます。
5. 会員は、善良なる管理者の注意をもって会員カードおよびカード情報を使用、管理しなければなりません。会員は、会員カードを第三者に貸与、譲渡または担保として提供し

ではありません。会員は、本規約において認められた権利の行使のために必要な場合を除き、第三者に対しカード情報を使用させてはなりません。

- 弊社は、会員カードの紛失、盗難、破損または汚損等により会員が希望し、弊社が審査のうえ (ANA カードまたは提携カードの場合はクレジットカードの発行会社、または提携カードを発行する提携会社の審査も含む) 承認した場合、会員カードを再発行します。この場合、会員は、所定の発行手数料を支払うものとします。
- 弊社は、会員カードの名称を別途定めるものとします。会員は、同一のカード名称の会員カードを複数枚所持することはできません。ただし、弊社が認める場合にはこの限りではありません。

## 6条 提携航空会社、提携会社によって提供されるサービス

- 提携航空会社および提携会社による商品・サービスの提供 (広告宣伝等を含む) は、提携会社の責任のもとに行われるものであり、弊社がその商品適格性、目的適合性、最新性、正確性等を保証するものではありません。
- 会員は、提携航空会社の特典利用および提携会社の特典利用に際し、各提携航空会社および提携会社が定める利用条件に従うものとします。ただし、特典の申込、変更、解約および払い戻し等については、弊社が定める条件に従うものとします。
- 会員は、積算されたマイルと、提携航空会社および提携会社が提供しているポイント等を共有、合算または譲渡することはできません。弊社は、提携航空会社および提携会社の商品・サービスの利用の解約または払い戻し等が行われた場合、マイルの積算が完了していた場合においても、それを取り消す権利を有します。
- 弊社は、提携航空会社および提携会社による弊社との提携関係の終了、変更もしくは特典の取消、または商品・サービス利用時の積算マイル数、特典利用に必要なマイル数等の各種条件変更について、会員に対して一切の責任を負いません。
- 弊社は、弊社の判断に基づき、提携航空会社および提携会社との提携を変更または終了する権利を有します。その際、弊社は、会員に対し、事前に、提携航空会社および提携会社との提携の変更または解消を告知します。発行済みの特典の有効期限は提携の解消または変更にかかわらず、申込時点で有効な特典利用に従います。

## 第2章 マイルの積算

### 7条 マイル積算対象

- 会員は、弊社または提携航空会社の運航便を所定の条件に基づき利用した場合に、弊社または提携航空会社が定める基準により、マイルを積算することができます。弊社は、マイル積算の対象となる区間、搭乗クラス、予約クラス、運賃、積算率等の基準を隨時、任意に見直すことができます。

2. 会員は、提携会社による指定に基づき、その商品・サービスの利用後にマイルを積算することができます。提携会社は、マイルの積算対象としての商品・サービスを隨時、任意に見直すことができます。

## 8条 マイル積算方法

1. 会員は、実際に搭乗したクラスにかかわらず、発券されたクラスに基づきマイルを積算します。ただし、ダウングレードの場合は、搭乗クラスに基づきマイルを積算します。会員は、予約した便に実際に搭乗しなければ、マイルを積算することができません。
2. 会員は、購入した座席数に関係なく、1回の搭乗につき1人分のマイルを積算します。
3. 会員は、提携会社の顧客用プログラムにおいてポイント等を積算または取得する場合、特別の定めがない限り、同時にマイルを積算することはできません。
4. マイルの積算は会員のマイル口座にマイルが記録されることにより完了します。会員は、マイルがマイル口座に記録された後でなければ、そのマイルを使用して特典を申し込むことはできません。
5. 会員は、マイル積算の対象となる便の搭乗日または提携会社の当該商品・サービスの利用の時点で会員資格を取得していた場合において、マイルが自動的にマイル口座に記録されなかったときは、当該搭乗または商品・サービスの利用当日から起算して6ヵ月以内に限り、弊社が定める方法に基づき、マイルの積算を請求することができます。ただし、弊社およびクレジットカードの発行会社または提携カードを発行する提携会社による審査が実施される場合はこの限りではありません。なお、提携会社によってはマイルの事後積算登録を受け付けない場合や、受け付ける場合でも受付期間が異なる場合があります。
6. 会員は、マイルの積算について異議がある場合、当該便の搭乗日または提携会社の商品・サービスの利用当日から起算して6ヵ月以内に限り、弊社に異議を申し立てることができます。その場合、弊社は、会員に対して、当該便の搭乗を証明する書類（会員が搭乗したと主張する区間の搭乗券等）または当該商品・サービスの利用を証明する書類の提出を求めることがあります。
7. 弊社は、会員に積算するマイル数を、弊社が定めるマイルチャートに基づき、会員が出発した空港と到着した空港間について計算します。
8. 小児（2歳～11歳）の会員は、大人（12歳以上の者）と同じ基準でマイルを取得することができます。
9. 乳幼児（2歳未満）が座席を占有せずに旅行する場合には、マイルは積算されません。ただし、座席を占有して航空券を利用する場合、大人（12歳以上の者）と同じ基準でマイルを積算することができます。
10. 会員は、提携会社の提供する商品・サービス利用時に、会員番号を申告することによりマイルを積算することや特典を受けることができます。

## 9条 マイルの合算

会員は、弊社が個別に定める場合を除き、第三者にマイルを売買、共有、合算または贈与することはできません。会員が死亡した場合、会員の法定相続人は、本規約 21 条に定める所定の手続きにより、当該手続きが完了した時点で有効なマイルを相続することができます。

## 10条 マイルの有効期限

マイルは、商品・サービスを利用した月から数えて最大 36 カ月後の月末（日本時間 23:59）まで有効です。弊社は、弊社に故意または重大な過失がある場合を除き、会員のマイルの失効に関して一切の責任を負いません。

# 第 3 章 特典の利用

## 11条 特典利用者

会員は、会員自身の他、特典利用者に特典を使用させることができます。ただし、一部の特典はこの限りではありません。会員は、特典利用者に特典を使用させる場合、特典の申込に先立ち、特典利用者の登録を行う必要があります。弊社は、かかる登録の受付に際し、会員と当該特典利用者の続柄を証明できる書類の提出等を求めるできます。また、特典利用者の範囲は、会員の二親等（会員の同性のパートナーを含む）以内の親族に限られます。

## 12条 特典の申し込み

1. 弊社は、特典利用の申込を承るに際し、所定の本人確認を行うことがあります。本人確認ができない場合は、特典の利用申し込みを承ることはできません。
2. 弊社は、会員への必要事項の連絡および特典の送付を、会員が AMC に登録した住所または連絡先に対して行います。会員は、前記の登録情報に変更が生じる場合または登録した個人情報に変更が生じた場合、弊社に届出を行う必要があります。また、会員は、ANA カードまたは提携カードを利用している場合、この届出をクレジットカードの発行会社または提携カードを発行する提携会社に行う必要があります。弊社は、この届出が適時に行われなかったために必要事項の不達および特典の不着等の不利益が生じた場合においても、会員に対して一切の責任を負いません。

## 13条 特典利用上の制限

1. 弊社は、特典航空券およびアップグレード特典の提供に際し、それらを利用できない期間や利用可能座席数の制限等を設ける場合があります。便によっては利用可能座席の設定がない場合もあります。弊社は、この利用制限を理由に、特典の払い戻し、マイル口座への払い戻し、取消手数料の減免または特典の有効期限延長等を行う責任を負い

ません。

2. 会員または特典利用者は、特典航空券またはアップグレード特典の利用申し込み後は、搭乗者またはマイル提供者を変更することはできません。
3. 会員または特典利用者は、特典航空券とアップグレード特典を併用することはできません。
4. 弊社は、会員または特典利用者による特典航空券またはアップグレード特典の利用に際し、本人確認等を実施することがあります。会員は、前記の特典の利用時に会員カードおよび自らの身分を証明できる公的証明書類を携帯し、または特典利用者に弊社の求めに応じて会員との続柄を証明できる書類を提出させなければなりません。弊社は、所定の本人確認または続柄の確認等ができない場合は、特典の利用を断る場合があります。
5. 会員または特典利用者は、弊社が明示的に認めた場合を除き、売買、交換または贈与等の形式を問わず、いかなる形でも特典を第三者に譲渡してはなりません。また、会員または特典利用者は、第三者にかかる行為をさせてはなりません。
6. 弊社は、本規約で定める内容に加え、弊社の判断に基づき、特典の利用に際しての諸条件を設定することができます。会員は、かかる利用条件を、特典の利用の申し込みに先立ち確認するものとします。

#### 14条 特典提供に関する問題発生時の責任

1. 弊社は、会員による特典の受領後の紛失・盗難等を理由とする再提供の義務を負いません。
2. 弊社は、未使用特典の払い戻しサービスを除き、特典が有効期限内に利用されなかった場合に、その特典に相当するマイルを払い戻し、または他の特典を提供する等の措置を講じる義務を負いません。会員は、特典の有効期限を確認し、有効期限内に特典を利用するものとします。
3. 弊社は、特典提供の不完全履行または不能が生じた場合、マイルの払い戻しまたは当該特典の再提供を行います。
4. 会員は、前項の定めにかかわらず、弊社運航便の特典航空券利用時における搭乗便の遅延、運航の中止その他の運航イレギュラーが発生した場合の対応は、弊社が定める運送約款及び内規に基づき行われることを異議なく承諾するものとします。また、会員は、提携航空会社の特典航空券利用時における運航便の遅延、運航の中止その他の運航イレギュラーが発生した場合、当該提携航空会社の判断により、同区間の後続便または他社便への振り替え等の特典の再提供がなされない場合があることを、予め異議なく承諾するものとします。
5. 弊社は、弊社に故意または重大な過失がある場合を除き、本条で定めるものを超えて、特典提供の不完全履行または不能により会員に生じた損害（逸失利益等）を補償する責

任を負いません。

## 15条 税金・使用料・付帯費用

会員または特典利用者は、特典の入手および利用にともない発生する税金・空港施設使用料およびその他必要な付帯費用等を負担するものとします。会員または特典利用者は、特典航空券の発券に必要な税金・空港使用料およびその他必要な付帯費用等を事前に支払わなければなりません。

## 16条 送付書類の取り扱い

弊社は、会員が弊社宛に送付した書類を返却しません。

## 第4章 個人情報の取り扱い

### 17条 個人情報の取り扱い

1. 弊社は、AMC に関する提供を受けた個人情報を、弊社が定める最新のプライバシーポリシーに準拠して取り扱います。ANA プライバシーポリシーは弊社のホームページ等でご確認いただくことができます。
2. 弊社は、スター アライアンス加盟各社がスター アライアンスゴールドメンバー、スター アライアンスシルバーメンバー向けに各種特典を提供するため、スター アライアンス加盟各社へスター アライアンスゴールドメンバー、スター アライアンスシルバーメンバーの氏名、会員番号、会員ステータス等の情報を提供します。

## 第5章 会員資格の終了

### 18条 退会手続き

会員は、弊社に届出を行うことで AMC を退会することができます。会員は、退会に際し、ANA カードを使用している場合はクレジットカードの発行会社に、提携カードを使用している場合は提携カードを発行する提携会社に対しても前記の届出を行う必要があります。

### 19条 会員資格の失効

弊社は、3 年間継続してマイルの積算実績がなかった会員の会員資格を取り消す権利を有します。

### 20条 禁止行為・会員資格の取り消し

1. 会員は、AMC を含む弊社が提供するサービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

- (1) 法令、本規約、弊社が定める運送約款または公序良俗に違反する行為
  - (2) 弊社、他の会員またはその他の第三者の権利を侵害する行為
  - (3) 他の会員の同意を得ることなく、他の会員の ID、パスワード等、個人情報を入手し、またはそれを試みる行為
  - (4) 第三者になります行為（第三者になりますとして特典を予約、利用または解約する行為を含むが、これに限られない）
  - (5) マイルまたは特典を不正に取得する、マイルの支出を不正に免れるまたはそれを試みる行為
  - (6) 特典を有償、無償を問わず第三者に譲渡し、それを試み、または第三者に特典の譲渡等を行わせる行為
  - (7) AMC を含む弊社が提供するサービスの利用に際して重要な情報について、虚偽の情報を申告すること（申告すべき情報を適切に申告しないことも含む）
  - (8) 弊社のシステム、ネットワークに過度の負担をかける、不正にアクセスする、正常な作動を妨げるなど、AMC を含む弊社が提供するサービスの運営を妨害する行為、またはそれを試みる行為
  - (9) 決済時におけるクレジットカードの不正利用行為（クレジットカードの使用に関し、虚偽の情報を申告し、または申告すべき情報を適切に申告しないこと等を含む）
  - (10) 特典利用者以外の者に特典を使用させること、またはそれを試みる行為
  - (11) 弊社が負う法的責任を超える範囲の対応を執拗に要求する行為
  - (12) 弊社係員等への暴力、威圧行為、侮辱行為、著しく威圧的または脅迫的な言動、またはこれらを試みる行為
  - (13) その他、弊社との信頼関係を著しく損なうものと弊社が判断する行為
2. 弊社は、前項に違反した会員の会員資格を取り消す権利を有します。
3. 弊社は、第 1 項への違反が認められた特典航空券およびアップグレード特典について、未使用特典（旅程開始後の未使用区間の予約を含む）の予約を取り消し、搭乗または利用を拒否する権利を有します。また、弊社は、不正に利用された区間の普通運賃（アップグレード特典の場合は、アップグレード後の当該区間の普通運賃と旅客が購入した運賃の差額）を不正利用者に請求する権利を有します。ただし、弊社が定める運送約款に不正搭乗時の旅客に対する請求について別途の定めがある場合には、運送約款の規定が優先して適用されます。
4. 弊社は、第 1 項に該当する行為を発見し、またはその疑いがあると合理的な根拠に基づき判断したときは、会員の行為、マイル口座、取引、マイルの積算および使用の履歴、特典利用者等を調査する権限を有し、会員は、弊社から調査への協力依頼があった場合には、合理的な範囲でこれに応じるものとします。また、弊社は、問題が解決するまでの間（第 2 項に基づく会員資格の取り消しが確定するまでの間を含む）、会員への通知

を要さず、当該口座を通じてのマイルの積算および特典への交換等を停止することができるものとします。会員は、問題が解決するまでの間、当該口座を通じてのマイルの積算および特典への交換等を行うことができない旨を異議なく承諾するものとします。

## 21条 会員の死亡

会員が死亡した場合、法定相続人は、会員が積算していたマイルを、所定の手続きが完了した時点での有効な範囲で承継することができます。その際、当該法定相続人は弊社に対し、故人である会員のマイルの相続権を有することを証明する書類を、会員の死亡日から 180 日以内に提示する必要があります。相続の申し出が前記の期間内になされない場合は、当該会員の積算マイルはすべて取り消されます。

## 22条 退会会員のマイル等の取り扱い

会員は、本規約において別途定める場合を除き、AMC を退会し、または事由を問わず AMC の会員資格を喪失した時点で、AMC 会員資格が有効であることがサービス提供の前提となる全ての特典（当該会員が従前に積算していたマイルもしくは ANA SKY コイン、および「ダイヤモンドサービス」、「プラチナサービス」もしくは「ブロンズサービス」「スーパー フライヤーズ」の提供を受ける資格または特典航空券もしくはアップグレード特典の予約等）は直ちに全て失効することを異議なく承諾するものとします。

## 23条 会員資格終了後の取り扱い

会員は、本規約に定める事由により会員資格を喪失した場合は、速やかに弊社に会員カードを返却し、またはそれを破棄しなければなりません。

## 第6章 その他

### 24条 特定会員へのキャンペーン

弊社は、積算マイル、居住地、その他 AMC への参加条件の違いにより、ボーナスマイル、特典、その他のキャンペーン特典を、特定の会員にのみ提供する場合があります。

### 25条 本サービスの中止・停止

- 弊社は、次の各号に掲げる事由が生じた場合、AMC の全部または一部を中断もしくは停止することができるものとします。この場合において、当社は利用者等に対して、できる限り事前に通知するよう努めます。やむを得ない事由により事前の通知ができない場合には、事後速やかに通知するものとします。
  - 自己の設備の移設、保守、点検または工事等の作業が生じたとき
  - 通信回線、コンピュータ、その他 AMC の運営に関連するシステムに障害が生

じたとき

- (3) 会員カードの偽造、変造またはそのおそれがあるとき
  - (4) 弊社、会員、提携会社、その他第三者の利益を保護するためにやむを得ないとき
  - (5) 天変地異、停電その他不可抗力が発生したとき
  - (6) 本規約等に基づき、AMC を中断または停止するとき
2. 弊社は、AMC の運用にその時点での技術水準を前提に商業的に合理的な範囲で最善を尽くしますが、システムおよびウェブサイト等に障害が生じないことを保証するものではありません。天変地異、通信回線やコンピュータ等の障害によるシステムの中断、遅滞、中止、データの消失、マイルの利用に関する障害、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他 AMC に関して会員に生じた不利益または損害について、弊社に故意または重大な過失がある場合を除き、弊社は一切の責任を負わないものとします。
3. AMC を利用する場所の通信環境により、AMC の一部または全部を利用できないことがあります。これによって会員に生じた不利益または損害について、弊社は一切の責任を負わないものとします。

## 26条 プログラムの変更

1. 弊社は、本規約の内容を変更する場合には、その効力発生日から 90 日前までに、変更後の本規約の内容および効力発生日を会員に周知するものとします。
2. 弊社は、会員の一般の利益に適合する場合、または、変更に係る事情に照らして当該変更が合理的な範囲において、本規約を変更することができるものとします。
3. 前項にかかわらず、弊社は、会員の同意を得ることにより本規約を変更することができるものとします。
4. 弊社は、特典の内容、積算マイル数、マイルの積算条件、特典へ交換するために必要なマイル数等を任意に定め、また、利用者等の一般の利益に適合する場合、または、変更に係る事情に照らして当該変更が合理的な範囲において、これを予告なしに変更する権利を有します。前記の諸条件は、本規約の内容を構成しません。

## 27条 本規約等の周知方法

弊社は、本規約および特典利用に関する諸条件等に関する最新の情報を、弊社のウェブサイトにおいて公開します。ウェブサイトに記載された内容が、印刷物に記載された内容と異なる場合は、ウェブサイトに記載された内容を最新として取り扱います。

## 28条 AMC 終了の告知

1. 弊社は、弊社の判断に基づき、任意に AMC を終了することができます。弊社が別途定める場合を除き、AMC 終了時において、会員の未使用マイルおよび ANA SKY コイン

等の特典は取り消されます。

2. 弊社は、AMC を終了する場合、その 90 日前までに、会員に告知します。

## 29条 暴力団等反社会的勢力の排除

1. 会員は、弊社に対し、自らまたは特典利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下、「暴力団等反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. 会員は、弊社が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に合理的な範囲で協力するものとします。
3. 弊社は、会員が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、直ちにその会員資格および特典の予約等を取り消すものとします。弊社は、かかる会員資格の取り消しにより会員に生じた損害について、一切の責任を負いません。

## 30条 準拠法・裁判管轄

本規約は、日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。AMC に関する会員と弊社との間で発生した一切の紛争は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本規約の翻訳版と日本語版で相違や矛盾が発生する場合、日本語版が優先する